

添 付 書 類

1. 事業用自動車の運行管理等の体制を記載した書面
 - ☒ イ. 管理運営体制図【別紙2】
 - ☐ ロ. 選任が必要な場合は、運行管理者の資格要件を証する書類（資格者証及び雇用契約書等）
 - ☐ ハ. 選任が必要な場合は、整備管理者の資格要件を証する書類（資格者証及び雇用契約書等）
 - ☒ ニ. 運転者の雇用契約書等及び運転免許証の写し
 - ☐ ホ. セダン型車両を使用する場合は、乗務する者が要件を満たしている事を証する書面の写し
 - ☐ ヘ. 乗務割の計画を記載した書面
- ☒ 2. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳【別紙3】
- ☒ 資金の調達方法を記載した書面【別紙3-2】
3. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
 - ☒ イ. 施設（営業所・車庫・休憩、仮眠又は睡眠のための施設等）の案内図・見取図・平面図（寸法記入）
 - ☐ ロ. 施設の使用権限を証する書面
 - ☒ ・自己所有—登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ☒ ・借 入—契約期間が3年以上の賃貸借契約書の写し
 - ☒ ハ. 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書【別紙4】
 - ☒ ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）
4. 計画する事業用自動車の使用権限を証する書面
 - ☒ ・自己所有—自動車検査証の写し
 - ☐ ・購 入—売買契約書又は見積書等
 - ☐ ・リ ー ス—リース契約書等
5. 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - ☐ イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ☐ ロ. 最近の事業年度における貸借対照表
 - ☐ ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書
6. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - ☐ イ. 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為
 - ☐ ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ☐ ハ. 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
7. 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類
 - ☐ イ. 組合契約書の写し
 - ☐ ロ. 組合員の資産目録
 - ☐ ハ. 組合員の履歴書
8. 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ☒ イ. 資産目録
 - ☒ ロ. 戸籍抄本
 - ☒ ハ. 履歴書
- ☒ 9. 法第7条（欠格事由）各号及び「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第68号）10.法令遵守（3）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類【別紙5】
- ☒ 10. 社会保険加入義務者が社会保険等に参加する計画があることを証する書面
※（健康保険・厚生年金保険）新規適用届及び労働保険・保険関係成立届の写し又は宣誓書【別紙6】
- ☒ 11. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済の見積書等の写し

〈作成にあたっての留意点〉

1. 添付書類を綴じていく際に、この目次の順番に従って下さい。
2. 目次の5. 6. 7. 8. については、該当する項目の書類を添付して下さい。
3. 1～11のうち、添付した書類について確認の上、□欄にチェックを入れて下さい。